

高等学校

教育課程編成の手引

令和 2 年 3 月

徳島県教育委員会

はじめに

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきた中、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるようにしていくことが求められています。また、国内外の調査によれば、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを生活や社会の中の課題解決に生かしていくという面で課題が見られます。

こうした中、中央教育審議会では、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について、平成26年から2年1か月にわたる審議が行われ、平成28年12月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」が示されました。

この答申を踏まえ、平成30年3月に学校教育法施行規則の一部改正とともに、新しい高等学校学習指導要領が告示されました。学習指導要領改訂の基本的な考え方として、

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

が示されるとともに、知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、全ての教科等の目標や内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理され、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立等が改訂のポイントとして示されました。

新高等学校学習指導要領は、令和4年度の入学生から年次進行で実施されることになっています。それに先立ち、平成31（令和元）年度より、総則の一部、総合的な探究の時間及び特別活動等が先行実施されています。

本県では、新高等学校学習指導要領の全面実施に向けた円滑な移行が図られるよう、徳島県高等学校教育課程研究集会を開催し、その改訂の趣旨や内容の周知を図るとともに、この手引（「高等学校教育課程編成の手引」）を作成しました。

各学校におきましては、この手引を十分活用して、校長を中心に全職員の連携協力のもとに、新学習指導要領の趣旨や内容の理解と研究を進め、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の特性等を十分考慮し、新しい時代に対応する弾力的で適正な教育課程の編成と的確な実施に向けて、創意工夫を凝らした特色ある教育活動を展開していただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和2年3月

徳島県教育委員会教育長
美馬持仁

目 次

はじめに

第 1 章 教育課程編成の一般方針	1
1 教育課程編成の原則	
2 道德教育	
3 体育・健康に関する指導	
4 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導	
5 カリキュラム・マネジメント	
第 2 章 各教科・科目及び単位数等	4
1 卒業までに履修させる単位数等	
2 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数	
3 主として専門学科において開設される各教科・科目	
4 学校設定科目及び学校設定教科	
第 3 章 各教科・科目の履修等	6
1 必履修教科・科目	
2 専門学科における各教科・科目の履修	
3 総合学科における各教科・科目の履修等	
第 4 章 各教科・科目，総合的な探究の時間及び特別活動の授業時数等	8
1 全日制の課程における年間授業週数	
2 全日制の課程における週当たりの授業時数	
3 定時制の課程における週当たりの授業時数等	
4 ホームルーム活動の授業時数	
5 生徒会活動及び学校行事の授業時数	
6 定時制の課程におけるホームルーム活動の授業時数の取扱いに関する特例	
7 授業の 1 単位時間の運用	
8 総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替	
9 「理数探究基礎」又は「理数探究」の実施による総合的な探究の時間の代替	
10 年間授業日数	
第 5 章 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	10
1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成	
2 各教科・科目等の内容等の取扱い	
3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項	
4 キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項	
5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項	
第 6 章 単位の修得及び卒業の認定	17
1 単位の修得の認定	

- 2 卒業までに修得させる単位数
- 3 各学年の課程の修了の認定
- 4 学校外における学修等の単位認定

第7章 通信制の課程における教育課程…………… 19

- 1 通信制の課程における教育課程の特例
- 2 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準
- 3 理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数等
- 4 面接指導の授業の1単位時間
- 5 ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除
- 6 特別活動の指導時間数

○別表…………… 22

○総則に関するQ & A…………… 23

第8章 各教科・科目等…………… 37

- 1 国語…………… 37
- 2 地理歴史…………… 42
- 3 公民…………… 52
- 4 数学・理数（数学的分野）…………… 57
- 5 理科・理数（理科学的分野）…………… 65
- 6 保健体育・体育（専門）…………… 71
- 7 芸術・音楽（専門）・美術（専門）…………… 79
- 8 外国語・英語（専門）…………… 91
- 9 家庭（共通・専門）…………… 98
- 10 情報（共通・専門）…………… 104
- 11 理数…………… 108
- 12 農業…………… 111
- 13 工業…………… 115
- 14 商業…………… 120
- 15 水産…………… 124
- 16 看護…………… 128
- 17 福祉…………… 131
- 18 総合的な探究の時間…………… 134
- 19 特別活動…………… 140